

卷之三

徵兵令

昨二十一日法律第一號を以て徵兵令の改正を公布せられたり其全面を窺ふゝ之れを書令に比すれば免除猶豫の區域を狭くし所謂全國兵の主義に照すときは公平に進みたるものも如し就中舊令には戸主の免役は無論戸主の年齢六十歳以上の者の嗣子或は承祖の孫とも免したるもののが新令に於ては一切ふれを問はずとあるからには此一條の改正にても大々徵集の人員を増して帝國の臣民中々廣く服役の義務を負擔せしむるふとなれば公平ありと云はざるを得ず我輩は苟よ其公平を悦ぶのみならず今一步を進れば此度の改正よ由り舊惡弊の一掃を期して之を祝するもあり抑も徵兵遁の文字は殆んど公然たる民間の通語と爲り其手段様々ある中にも戸主と爲り又老戸主の養子と爲りて免役の部又入るは最も種々して最も安全なるが故よ國中の壯丁として養子の口を求めるはなし少しく財産ある父母は各地に手を廻はして老戸主の貧ある者を求め之に金を與へて我愛子よ其家を相續せしめ内實は戸籍の賣買に異ならざる程の醜體を呈したるものが今回の一舉よ由り最早みの狡猾手段は行はる可らず誠よ天下の一美事又一快事と云ふ可し又舊令よ官立府縣立學校の生徒并み學術修業の爲め外國に寄留する者は徵集を猶豫するどありて其生徒等々猶豫中よ滿二十六歳と爲れば遂よ之を免かるゝの法ありしものが新令にては假令ひ猶豫入校留學中よ滿二十六歳を経過すれば免られりと思ふ外今度は却て抽籤もしに徵集せらるゝが故よ尋常の法に從て徵集よ應すれば抽籤にて免かるゝふともあらんに學問脩業の爲めに猶豫の特典を蒙りたる其代り又免かれず啻よ免かれるのみならず抽籤の法に依らず迄て之を徵集すとあるが故よ一層嚴あるものゝ如し左國兵とは歐洲の大陸各國恰も割據の勢を成し唯陸兵の力を以て能く四境を守るふと日耳曼の如く佛蘭西の如きは實際よ止む可らざる要なれども僅に海を隔てたる英國よ於ては四面海に瀕して天然無波の國防あるが故に全國兵の必要を見ず又彼の米國などに至りては國は廣大あれども邊境の處あらざれば陸兵は殆んど無用なるが如し是等の事實に照らし見れば我日本は紛れもない海國あるに果して全國兵の止む可らざる事情あるやなしや我輩の容易に判断すること能はざる所のものあり或は云ふ我國の全國兵は其兵に用ゐるに非ず唯みの法を以て士氣を振ふるものありとの說あれども全國中より異なるふとあらざれば唯全國兵の名を以て特に大の法を以て徵集するも「萬三千」は則ち一萬三千にして十七名よ過ぎず全國兵として一萬三千を徵集するも他

又士氣を振ふ可きや否も是れ亦我輩の知らざる所なり左れば全國兵の名は實際に於て士氣に影響すること大ならずとして然らば則ち之を廢せんかと云ふに鄙見又ふれよ同憲するを得ず本來兵役は帝國男子たる者の義務あれば一人も之を免す可らず其ふれを免さるの法は或は身體を以て服役し或は金を以て役に易るの手段は客なる者なり殊に新令の明文に曰主も嫡子も學術修業の生徒も一切徵集に拽れざるの法を定めたるふる等あれ之に加ふるゝ兵役税の一項を以てしたば實際の事に害なくして我兵事上より一毫の資金を得るとならぬに實に遺憾よ堪へざる次第なり十九年の統計に徵集猶豫の人員十一萬一千四百九十名あり即ち戸主嫡子、官立學校生徒、海外留學生等にして今此輩が悉皆徵集されずとあれば從前の徵集人員よ十一萬を増したる數にして然かも此増員の中よは平均して資産に豊なる者も多かる可ければ兵役税を課する爲め新に屈強なる稅源を得たるものと云ふ可し故に我輩は曾て本紙上より役稅の事を論じ其稅率の細論まで記したれども其細論の如きは如何やうよりも苦しからず或は昔年の免役料を再興して少しく其高を減じ二百七十圓なりしを百圓と爲し百五十圓とするも今度兵役税を拂ふ者は中以上の家に多くして政府は何等の煩もなく毎年數百萬圓の金を得るみと容易ある可し陸軍にも海軍にも金を要するふと急にして國庫は常々其支出に苦しむの時に當り此稅源を空うするは惜む可き次第なり故に我輩は今回徴兵令の改正を賛成すると同時に兵役税一項の追加を冀望する者なり

トナシ○第十條 二十歳ニ至ラスト雖ニ満十七歳以上ノ者ハ志願ニ由リ現役ニ服スルコトヲ得○第十一條 満十七歳以上満廿六歳以下ニシテ官立學校（帝國大學撰科及小學科ヲ除ク）府縣立師範學校中學校若クハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學理財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業者ハ自選シ能ハサルノ證アフル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ」前項ノ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服製具等ノ費用ヲ自選スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自選シ能ハサルノ證アフル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ」前項ノ一年志願兵ハ特別ノ教育ヲ授ケ現役満期ノ後二箇年間豫備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム「満十七歳以上二月間陸軍現役ニ服スルコトヲ得其服役中ノ費用ハ當該學校ヨリ之ヲ償償スルモノトス」前項志願者ニシテ現役ヲ終リタル者ハ七箇年間豫備役ニ服シ三箇年間後備役ニ服ス○第十二條 禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ賭博犯ニ由リ懲罰ニ處セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス○第十三條 現役中殊ニ勤務ニ熟シ品行方正ナル者ハ歸休ヲ命スルコトアル可シ○第十四條 豫備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ召集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内勤務演習ノ爲メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閱點呼ヲ爲ス○第十五條 後備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ豫備兵ニ次テ之ヲ召集ス平常ニ在テ勤務演習及簡閱點呼ヲ爲スコト豫備兵ニ同シ○第十六條 國民兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ後備兵ヲ召集レ仍ホ兵員ヲ要スルトキニ限り之ヲ召集ス

第三章 免役延期及猶豫

第十七條 兵役ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徵兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル○第十八條 左ニ掲タル者ハ徵集ヲ延期ス次年ニ於テ仍未徵集ニ適セサル者ハ國民兵役ニ服セシム「第一 體格完全且強壯ナルモ身幹未タ定尺ニ満タサル者」第二 疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪ヘサル者○第十九條 公權ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重輕罪ノ爲メ訊問若クハ拘セサル者ハ國民兵役ニ服セシム但分家又ハ絕家廢家再興ノ故ハ其家族自活シ能ハサルノ確證アフル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルノ願ニ由リ滿二十六歳迄徵集ヲ猶豫ス○第廿一條 徵集ヲ猶豫ス其事故滿二十六歲迄ニ止ミ又ハ二十六歲ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長、朝レ又ハ二十六歳ニ遇キ歸朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ヲ仰陸軍試験委員ノ試験ニ及第レタル者ハ一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得○第廿二條 餘人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長、助役及收入役ハ豫備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトニ問ハス勤務演習簡閱點呼ノ爲メ召集スルコトナシ」法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同シ

第四章豫備徵員

第二十三條 抽籤指號ノ順序ニ從ヒ毎年所要ノ現役兵員ニ超過スル壯丁ハ一箇年間（十二月一日ヨリ起算ス）豫備徵員トシ戰時若クハ事變ニ際シ兵闘ヲ要スルトヤ又ハ其年徵集ノ兵員缺クルトキ之ヲ徵集スルコトヲ得○第二十四條 徵集區ニシテ其期限内ニ徵集セサル者ハ國民兵役ニ服セシム

第五章 犯則

第二十五條 每年一月ヨリ十二月迄ニ満二十歳ト爲ル者ハ其年ノ一月一日ヨリ同月三十一日迄ニ書面ヲ以テ（戸主ニ非サル者ハ其戸主ヨリ）本籍ノ市町村長ニ届出可レ但二十歳未滿ニシテ現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ハ本籍ノ届出ヲ爲スニ及ハス○第二十六條 徵集ハ本籍所在ノ徵集區ニ於テスルヲ例トス他ノ徵募區ニ寄留スル者ハ願ニ由リ其區ニ於テ徵集ニ應スルコトヲ得○第二十七條 疾病又ハ犯罪等ノ爲メ期限ニ際シ入得レタル者ハ翌年之徵集ス○第二十八條 兵役ヲ免

ク身體ノ検査ヲ
チ徵集ス○第二
スル年ノ十二月
計算ハ其轉役ス
依リ延期シタル
フレ又ハ監視ニ
其刑期中及逃亡
處シ三圓以上三
第六章 第七章
第三十條 第二
故ナク身體ノ検
査ノ罰金ニ處ス○
シ又ハ潜匿レ若
僞ノ所為チ用ヒ
處シ三圓以上三
第三十二條 本
二十五條ノ届出
リ同月十五日迄
テ函館江差福山
原嶋ニヘ當分之
村長トアルヘ市
トス○第三十五
現役ニ服シタル
役ニ五箇年間後
タル者ヘ直ニ後
三十六條 舊令
ハ徵集ヲ延期シ
トキヘ國民兵役
條第二項ニ依リ
其事故七箇年ヲ
ニ服セシム○第
十一條ニ依リ徵
員ヨリ第一豫備
徵員ト爲リ在校
豫備徵員ト爲リ
海軍兵ト爲リタ
免役又ハ平時免
國民兵役ニ服セ
シテ第一豫備徵
員ヨリ第一豫備
徵員ト爲リ在校
豫備徵員ト爲リ
ハ抽籤ノ法ニ依
得○第四十二條
ハ抽籤ノ法ニ依
得○第四十二條
トテ止メ満二十
四十九條 第三十
二条ニ依リ徵集
事故七箇年ヲ過
遇クルモ仍未止
四十條 第三十
二条ニ依リ徵集
海軍兵ト爲リタ
ルトキヘ三日以
届出チ爲サル
六條ノ届出チ爲
ハ本令第三十條
○開令第一號
明治廿二年四
毛馭謨ノ二郡ヲ
委任于新潟解
は本月二十日號

○開店廣告

本月十五日當銀行株主定式總會ニ於テ本行重役左之通り
リ改撰ス此段廣告ス

原桂仙